平成 28 年 10 月5日

各　位

小野薬品健康保険組合

ご家族がパート先から健康保険証をもらったら・・・

―10 月から社会保険（健康保険・厚生年金）の加入対象が拡大―

パートやアルバイトで働いている方が社会保険（健康保険・厚生年金）の加入対象となるには一定の基準が設けられていましたが、その範囲が今月より拡大されました。

そのため、小野薬品健康保険組合に加入されている配偶者やお子さまなどが、パート先・アルバイト先から健康保険証をもらう可能性があります。

★万一、配偶者やお子さまなどが健康保険証をもらった場合は、小野薬品健康保険組合から外れていただく手続きが必要です。
また、身上異動届も必要となりますのでご留意ください。

★適用拡大の対象か否かについては、会社規模や今後の働き方によって異なりますので
パート先・アルバイト先にお問い合わせください。

【参考：社会保険の加入基準】

【9 月 30 日まで】　所定労働時間および所定労働日数が常時雇用者の４分の３以上

⇩

【10 月 1 日より】　所定労働時間および所定労働日数が常時雇用者の４分の３以上
または
所定労働時間および所定労働日数が常時雇用者の４分の３未満でも、
下記の条件をすべて満たしている人

①所定労働時間が週 20 時間以上

②月額賃金が８８，０００円以上（交通費や残業代などは含まない）

③継続して１年以上雇用されることが見込まれる

④学生ではない

⑤従業員が 501 人以上の事業所に勤めている